

令和5年度あきる野市地域自立支援協議会 第1回全体会記録

- 1 日 時 令和5年7月3日(月) 午前10時～11時30分
- 2 会 場 あきる野市役所505会議室
- 3 出席者 加藤委員、高野委員、新條委員、吉村委員、柳瀬委員、森田委員、村上委員、吉澤委員、佐藤委員、石井委員、貝瀬委員、見崎委員、山田委員
- 4 議事
 - (1) 令和4年度あきる野市地域自立支援協議会事業報告について
 - (2) 令和5年度指定相談支援事業者事業計画について
 - (3) 各部会からの報告について
 - (4) その他
 - ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)について
 - ②令和5年度あきる野市地域自立支援協議会全体研修について
 - ③「令和4年度版東京都内の自立支援協議会の動向」の配布希望について
 - ④あきる野市における地域課題について

開会 障がい者支援課長
委嘱書交付
地域自立支援協議会設置要綱及び運営要領説明 障がい者支援課長
議事 進行 高野会長
(1) 令和4年度あきる野市地域自立支援協議会事業報告について 事務局説明 資料に基づき説明 意見 (委員)・はたらく部会における農福連携について、農地バンク等と連携することで利用できる農地が見つかるのではないかと。 ・本格的に福祉として農業に参画するためには、農地を適切に管理していただくだけの人員の確保など、色々な準備が必要。他市の農業を取り組む就労継続支援B型事業所では、農業法人を取得している。 ・障がいのある人の住居支援に関連し、不動産会社等への障害者差別解消法の周知が必要。 ・障害者差別解消法における合理的配慮の提供は、現状では努力義務である。そのため、同法に関連した不当な扱いを受けた事例がある場合の相談窓口は法務局の人権相談への案内が考えられる。 ・子ども部会の所属団体が部会以外の場で、連携、交流の機会を持ったことで、各事業所の特色や空き状況等の情報を共有することができた。

- ・市内の事業所の空きが乏しい中、そのような集まりを持ち、情報共有できた点の意義は大きいだろう。

承認手続き 拍手多数により承認

(2) 令和5年度指定相談支援事業者事業計画について

事務局説明 資料に基づき説明

意見

(委員)・市内計画相談事業所の受入れに余裕がない状況にある中、あきる野市障がい者(基幹)相談支援センターへ他事業所で対応できなかったケースからの依頼が増える可能性がある。同センターが依頼を受けなければ福祉サービス利用に係る体制が崩れることも考えられるが、基幹相談支援センターの役割は一般的には各相談支援事業所の専門的な指導及び助言であるため、同センターが計画相談を多く受けることの是非の検討を要するのではないか。

- ・令和5年度あきる野市障がい者基幹相談支援センターが主催する研修として「身体拘束等の適正化に係る研修」があげられている。「適正化」の主旨は、身体拘束はいけないことであると理解した上で、やむを得ない状況に限り適正な方法において行うことを共通認識として行って欲しい。
- ・令和4年度の専門部会において障がいのある人の居室に鍵をかけることが身体拘束にあたるかどうかの議題があがった。身体拘束について事業所によって認識の違いが見受けられるようであったため、各事業所に身体拘束の対応について事前アンケートを行った上で研修を進めてはどうか。

承認手続き 拍手多数により承認

(3) 各部会からの報告について

各部長から資料に基づき説明

意見等

(委員) 専門部会において議題とした「あきる野市障がい者福祉計画策定に関する意見」は国や都の計画との整合をはかり、あきる野市障害者福祉計画の目標や指針として反映させる見込みと聞いている。専門部会で議論した地域課題は、あきる野市障がい者福祉計画策定委員会との開催時期の兼ね合いで専門部会から提出していたが、一度全体会でも議論できると良いのではないか。

承認手続き 拍手多数により承認

(3) その他

- ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について
障がい者支援課より

令和4年度の障害者差別解消法の周知状況について説明。
質疑応答なし

- ②令和5年度あきる野市地域自立支援協議会全体研修について
事務局より

「障害者虐待防止に係る研修」

開催日 令和5年9月26日（火）午後3時～5時

講師 平林 剛氏（弁護士、精神保健福祉士）

会場 あきる野市中央公民館第6研修室

質疑応答なし

- ③「令和4年度版東京都内の自立支援協議会の動向」の配布希望について
事務局より

配布希望者聴取後、配布

- ④あきる野市における地域課題について
意見等

（委員）・本会議において議論された地域課題としては①福祉サービスの不足（相談支援事業所、ヘルパー、障害児通所支援事業所等）、②住まいの課題（民間不動産業者や大家への障害理解促進の必要性）、③高校卒業に伴う福祉サービス利用の変化（高校卒業し成人になることで、放課後等デイサービス等これまで利用できた障害福祉サービスが使えなくなる）がある。

・制度運用については土台となる考え方がしっかりしていないと意味がないことだと思う。社会資源の過不足については、客観的にわかるような資料を作成しすることも必要。その上で全体会が地域課題を抽出し解決に道筋を立てることを目的とした議論ができる場としていきたい。

閉会 障がい者支援課長

令和5年度第2回全体会は令和5年10月頃開催予定。